

○大府市内部統制基本方針（案）

本市は、事務の適正な執行を確保し、市民から信頼される行政運営を行っていくため、ガバナンス強化の一環として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定に基づく内部統制を導入することとし、次のとおり、基本方針を定めます。

なお、本市では、地方自治法による内部統制の対象である市長の担任する事務のみでなく、行政委員会や公営企業等における事務を含め、市全体で内部統制の取組を推進します。

1 内部統制の目的及び取組内容

(1) 事務の効率的かつ効果的な遂行

事務に潜むリスクを管理し、効率的かつ効果的に事務を遂行します。

(2) 報告の信頼性の確保

適正な手続のもとで、組織内外に向けた報告の信頼性を確保します。

(3) 事務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが事務に関わる法令その他の規範を遵守します。

(4) 資産の保全

適正な手続のもとで、保有する資産の保全を図ります。

2 内部統制の対象とする事務

財務に関する事務

3 内部統制の評価及び見直し

毎会計年度、内部統制の整備状況及び運用状況を評価し、監査委員の審査に付した上で、市議会に提出するとともに公表します。

また、本市を取り巻く状況の変化や内部統制の評価結果を踏まえ、必要に応じて、内部統制の見直しを行います。

令和6年4月1日

大府市長 岡村 秀人